

技術提案書の提出に関する公示

技術提案書の提出者を招請するので公示する。

- 1 掲 載 日 平成 29 年 7 月 21 日
- 2 掲載責任者 分任支出負担行為担当官
沖縄総合事務局宮古伊良部農業水利事業所長 勝見 崇
- 3 担 当 部 局 〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里 108-11
平良港ターミナルビル 4F
沖縄総合事務局 宮古伊良部農業水利事業所 調査設計課 設計第一係
電話 0980-75-3290
FAX 0980-75-4132
電子メールアドレス masaki_nakada@ogb.cao.go.jp
- 4 業務内容等
 - (1) 業務名 平成 29 年度宮古伊良部農業水利事業
事業再評価等基礎資料作成業務
 - (2) 業務内容 本業務は、国営宮古伊良部土地改良事業で実施する事業再評価等の
基礎資料を作成するものである。
 - (3) 履行期限 契約締結の日から 194 日後
 - (4) 入札契約方式 簡易公募型プロポーザル方式
 - (5) 本業務は、参加表明書・技術提案書の提出・受領に関わる確認及び見積について、
原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象業務である。
ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参、郵送、宅配）
の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。
- 5 資格要件、選定基準及び評価基準
 - (1) 技術提案書の提出者に要求される資格要件
技術提案書の提出者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業又はイに掲げる資格を満たしている設計共同体であること。
ア 単体企業
 - ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

- ③ 沖縄総合事務局における測量・建設コンサルタント等業務に係る平成 29・30 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記③の再確認を受けた者を除く。

なお、③の確認を受けた後に、これらの手続き開始が決定された者にあつては、沖縄総合事務局長が別に定める手続きに基づいて一般競争入札参加資格の再確認を受けている者であることを要する。
- ⑤ 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）」及び「内閣及び内閣府所管に係る発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 22 年 3 月 31 日付け府会第 387 号内閣府大臣官房会計課長通知）」に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事及び内閣府所管に係る発注工事等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 沖縄総合事務局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

イ 設計共同体

アの①～⑥に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であつて、「競争参加資格審査に関する公示」（平成 24 年 10 月 15 日沖縄総合事務局長）に示すところにより沖縄総合事務局長から土木関係建設コンサルタント業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

ア 企業の経験及び能力

当該業務部門における技術者の存在、業務実績及び業務成績、納品後における重大な設計ミスが発覚等による瑕疵の有無、地域貢献活動への支援、分担業務の構成員の妥当性

イ 技術職員の経験及び能力

予定管理技術者の資格、業務実績又は実務経験、業務成績、継続教育に対する取り組み状況、過去の表彰経験、手持ち業務の状況

(3) 技術提案書の特定のための評価基準

ア 技術職員の経験及び能力

予定管理技術者及び照査技術者の資格、業務実績又は実務経験、業務成績、継続教育に対する取り組み状況、過去の表彰経験、手持ち業務の状況

イ 業務実施方針、手法等

事業目的・業務内容に対する理解度、提案内容の的確性、創意工夫、実施手順・体制、特定テーマの確実性等

6 業務説明書の交付期間、場所及び方法

業務説明書を書面により配布する。

- (1) 交付期間 平成 29 年 7 月 21 日（金）から平成 29 年 7 月 31 日（月）まで（行政機関

の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

- (2) 交付場所 3 に同じ
- (3) その他 交付は無料である。なお、電子メールによる資料交付を希望する者は、3 宛にその旨のメール送信及び電話連絡を行うこと。

7 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

ア 電子入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書一式を電子入札方式により提出期間内に送付すること。提出様式については PDF ファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が 3 MB を超えないものとする。なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式 1 のみを電子入札方式により提出し、その他の資料については、7 (2) の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る）、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「特定信書便」という。）のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは受け付けない。

イ 紙入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書の様式により受付期間内に 7 (2) の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、特定通信便のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは受け付けない。

- (2) 提出先 3 に同じ。
- (3) 提出期間 平成 29 年 7 月 21 日（金）から平成 29 年 7 月 31 日（月）まで（行政機関の休日を除く。）の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
- (4) 選定結果の通知方法・時期
参加表明書の選定・非選定結果については、平成 29 年 8 月 2 日（水）までに書面にて通知する。

8 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

ア 電子入札方式の場合

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、業務説明書に示す技術提案書一式を電子入札方式により提出期間内に送付すること。提出様式については PDF ファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が 3 MB を超えないものとする。なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式 1 のみを電子入札方式により提出し、その他の資料については、8 (2) の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、特定信書便のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは受け付けない。

イ 紙入札方式の場合

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、業務説明書に示す技術提案書の様式により提出期限内に8(2)の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、特定信書便のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは受け付けない。

- (2) 提出先 3に同じ。
- (3) 提出期間 平成29年8月3日（木）から平成29年8月23日（水）まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで
- (4) 特定結果の通知方法・時期
技術提案書の特定・非特定結果については、平成29年8月30日（水）までに書面にて通知する。
- (5) 技術提案書のヒアリングの有無
技術提案書のヒアリングを行わない。

9 その他

- (1) 詳細は、業務説明書による。
- (2) 手続における交渉の有無 無。
- (3) 契約保証金
納付（保管金の取扱店日本銀行平良代理店）。ただし、利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店日本銀行平良代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁沖縄総合事務局宮古伊良部農業水利事業所）をもって契約保証金の納付に代えることができる。
また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 当該業務に直接関連する他の調査業務の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (6) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位
日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限る。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口は、3に同じ。
- (8) 上記5(1)アの③に掲げる資格の確認を受けていない単体企業又は5(1)イに掲げる共同設計体としての資格の認定を受けていない者（5(1)アの③に掲げる資格の確認を受けていない単体企業を構成員とする場合も含む。）も上記7により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。